

# I 浄化槽の基礎知識

## 1 浄化槽とは

### (1) 浄化槽の定義（法第2条第1号）

水洗トイレの汚水と台所・風呂場等の雑排水を微生物の働きで浄化処理し、下水道以外（河川等）に放流するための設備（施設）のことを浄化槽といいます。

※ 浄化槽と同じ構造をしている污水处理施設であっても、処理された水が下水道に接続されている場合は法律上の浄化槽には該当しません。

### (2) 単独処理浄化槽（単独槽）と合併処理浄化槽（合併槽）

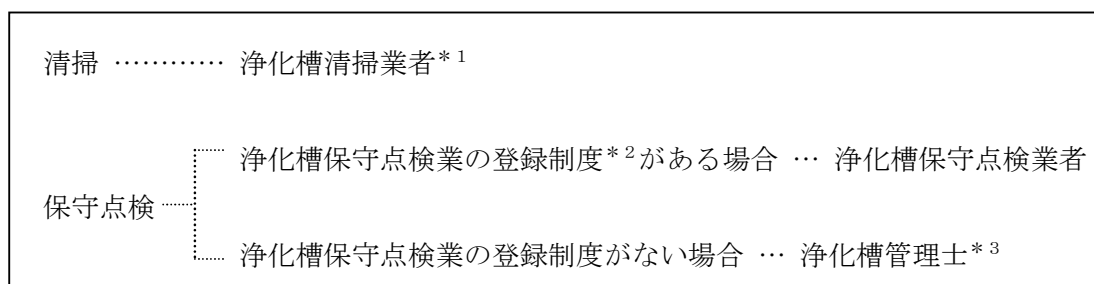
浄化槽には単独槽と合併槽があります。

単独槽は水洗トイレの汚水（し尿）のみを処理する浄化槽ですが、平成12年の法改正によって法律上の浄化槽からは除外されたため、現在残存している単独槽のことを「みなし浄化槽（法第3条の2第2項、施行規則第1条）」と呼んでいます。

合併槽は水洗トイレの汚水（し尿）、台所、風呂場等の雑排水も併せて処理することができる浄化槽です。現在、新しく浄化槽を設置する場合は、原則として合併槽でなければ設置できません。

## 2 浄化槽清掃業と浄化槽保守点検業

浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査の受検等）は、浄化槽管理者（設置者、使用者等）が責任を負うこととされていますが、清掃と保守点検については下記の許可又は免状を受けている者に委託することができます。（法第10条第3項）



\*1 市町村長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者（法第2条第9号、第35条第1項）

\*2 都道府県（保健所を設置する市、特別区）が条例で設けることができる制度（法第48条第1項）

\*3 浄化槽管理士免状の交付を受けている者（法第2条第11号、第45条第1項）

※ 特別区では平成17年度末をもって保守点検登録制度を廃止したため、保守点検は浄化槽管理士に委託することとなります。（p.25～26 参照）

### 3 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業

浄化槽内に生じた汚でい、スカム（水面に浮いたカス）等の引出し、その後の調整や装置の洗浄等を行うことを浄化槽の清掃とといいます。（法第2条第4号）

清掃の際に引き抜いた汚でいは一般廃棄物に該当し、その排出者は浄化槽管理者です。そのため、浄化槽清掃業者が浄化槽管理者から清掃の委託を受けた場合、引き抜いた汚でいを運搬するために一般廃棄物収集運搬業（汚でい）の許可も必要となります。